

令和5年度税制改正アンケートにご協力をいただき ありがとうございました

埼玉県法人会連合会では、国の税制改正に広く会員からの意見を反映させるため、昨年に引き続き税制委員・役員用と全会員用の二通りに分けて税制改正に関するアンケート調査を実施しました。全会員向けの対象者数**40,574名**、うち**1,238名**（回答率**3.05%**）から回答を頂きました。また税制全般に関するアンケート調査を、税制委員・役員の皆さんに実施し、対象者数**938名**、うち**915名**（回答**97.5%**）の回答を頂きました。アンケートにご回答くださいました皆様方に、深く感謝申し上げます。

アンケートの集計結果に基づき、会員の皆様の貴重なご意見を反映させて令和5年度税制改正要望事項を以下の通りまとめました。

令和4年6月15日

埼玉県法人会連合会 会長 池田 一義
税制委員長 川合 良平

令和5年度税制改正要望事項

<総論>

2022年の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の鎮静化により拡大が見込まれていたが2月下旬以降のロシアのウクライナ侵攻により、IMFが成長率見通しを下方修正する等、急減速する懸念が強まってきている。特にコロナ危機からの需要回復や脱炭素シフトでの、エネルギー・資源価格の上昇を受け、世界的にインフレ圧力が高まっているところにウクライナ危機が発生しており、インフレが一段と加速することが危惧されている。

一方、我が国経済は、新型コロナウイルス感染者減少ペースが鈍化しているものの、経済社会活動が正常化に向かう中で、サービス消費の増加等、景気が持ち直していくことが期待されている。但し、ウクライナ危機によるエネルギー・鉱物・食料価格の上昇や、円安の進行により物価上昇が懸念されており、これらが企業収益や個人消費の抑制を通じて日本経済の下押し要因になると予想されている。政府は原油価格や物価高への対応として、石油元売りへの補助の延長、事業再構築補助金の内容拡充、生活困窮者への支援などを織り込んだ物価高対策を決定し、実行することとした。

尚、骨太の基本方針（経済財政運営と改革の基本方針）として、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」等の重点投資と少子化対策など社会課題の解決に向けた取組等を掲げ、新しい資本主義に向けた改革を行うこととしている。また、これらの政策を実施するうえで必要な財政支出を機動的に行っていくとの方針であるが、規制撤廃や、生産性の向上に向けた成長戦略、賃上げ・所得増が着実に消費に回るなどの実効性のある政策パッケージが必要である。

また、コロナ禍で行政におけるデジタル化の遅れが顕在化したのが、マイナンバーカードの普及率は2022年4月1日現在で43.3%にとどまっており、デジタル社会実現に向けて徹底した取り組みが必要である。

一方、令和3年度末の国及び地方の長期債務残高は、1,200兆円を超えた。歳出・歳入の一体的改革の徹底が必要であり、とりわけ2022年より団塊の世代が後期高齢者に入り医療と介護の給付増が見込まれているなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

1. 中小企業支援策の拡充・強化

中小企業は事業者数、従業員数とも国内で過半を超えており、雇用・所得面に与える影響は大きい。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く一方で、中小企業が深刻な人手不足や、デジタルトランスフォーメーション（DX）に向けて必要な設備投資を行うなど環境変化に対応していくためには、内部留保の充実や中小企業の経営活性化に資する税制支援措置の拡充が必要である。

2. 財政の健全化と社会保障制度改革の推進

令和3年度末の、国と地方を合わせた長期債務残高は、1,200兆円を超え、先進国では最悪の水準である。国の税収見込みは2年連続で最高水準を更新すると見込まれているが、支出面では安易なバラマキ政策とならないよう十分な配慮が必要である。

コロナ収束後は、歳出・歳入の一体的改革の徹底が必要であり、とりわけ2022年より団塊の世代が後期高齢者に入り医療と介護の給付増が見込まれているなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。このため、負担の見直し、給付の適正化を進めるべきである。この他、国と地方の役割分担の見直し、地方への財源移譲等、地方の行財政改革へ更に踏み込んで取り組むべきである。

3. 中小企業の高齢化と事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域の活性化や雇用確保に大きく貢献している。中小企業・小規模事業者にとって経営者の高齢化は大きな課題である。事業承継税制は大きな見直しが必要であったが、事業承継を促進するため、更なる抜本的な制度改正が必要である。

4. 所得税諸控除・相続税・贈与税の見直し

生産年齢人口（15～65歳未満）が減少する中で就業者の確保は大きな課題である。とりわけ近年、女性の就業者数は増加しているが、配偶者控除や社会保険制度による「収入の壁」と言われる要因により就業調整を余儀なくされるケースが見られる。働く意欲を阻害せず、公平で中立的な税制を構築していくことが必要である。税額控除への移行、配偶者控除、基礎控除等の諸控除及び、税と社会保険両制度からの見直しが必要である。

また、個人金融資産は昨年、2,000兆円を突破したが、資産の再配分機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進することは経済の活性化に資すると思われる。手続き面を含め相続税・贈与税の見直しが必要である。

<要望事項>

1. 中小企業支援策の拡充・強化

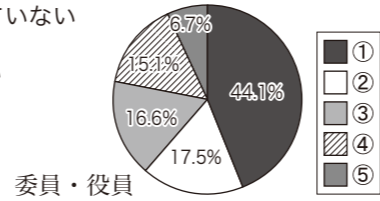
新型コロナウイルス感染症の影響が長引く一方で、中小企業が深刻な人手不足や、デジタルトランスフォーメーション（DX）に向けて必要な設備投資を行うなど環境変化に対応していくためには、内部留保の充実や中小企業の経営活性化に資する税制支援措置の拡充が必要である。令和4年度税制改正では、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、中小企業における所得拡大促進税制の見直し延長が図られたが、さらに、投資促進税制やデジタルトランスフォーメーション（DX）を含めた設備投資支援措置の拡充が必要である。また、法人税軽減税率の特例の本則化並びに昭和56年以来800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額の引上げ（少なくとも1,600万円程度）を要望する。

<課税事業者、又は免税事業者で今後課税事業者になる予定の方に、インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてのアンケートでは、「これまでと変わりなく取引を行う」の回答が最も多い。>

課税事業者の方、又は免税事業者で今後課税事業者になる予定の方に、インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてのアンケートでは、「これまでと変わりなく取引を行う」44.1%、に対して「課税事業者にならなければ取引は難しい」17.5%という回答結果になっている。又「6年間の経過措置が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない」16.6%、「取引をするかしないかについて検討していない」15.1%、という回答結果になっている。経過措置等の制度の周知を徹底するとともに、免税事業者が事業取引から排除されないように配慮すべきである。

- ①これまでと変わりなく取引を行う ④取引をするかしないかについて検討していない
②課税事業者にならなければ取引は難しい ⑤その他
③6年間の経過措置が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない

	①	②	③	④	⑤
委員・役員	385	153	145	132	59



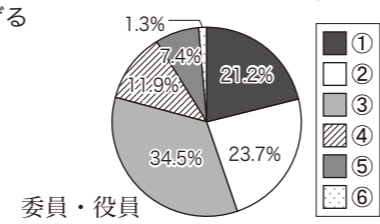
【地方税/固定資産税】

<固定資産税の負担感が強く、抜本的見直しが必要>

固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていた。その一方で、負担感の高まりから抜本的な見直しが必要との意見がある。固定資産税についてアンケートでは「償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含め見直す」34.5%、「家屋の評価方法を見直す」23.7%、「商業地等の宅地の評価方法を見直す」21.2%、「免税点を大幅に引き上げる」11.9%、「わからない」7.4%という回答結果であり、抜本的見直しを要望する意見が大半を占めている。

- ①商業地等の宅地の評価方法を見直す ④免税点を大幅に引き上げる
②家屋の評価方法を見直す ⑤わからない
③償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含め見直す ⑥その他

	①	②	③	④	⑤	⑥
委員・役員	298	334	486	167	104	19



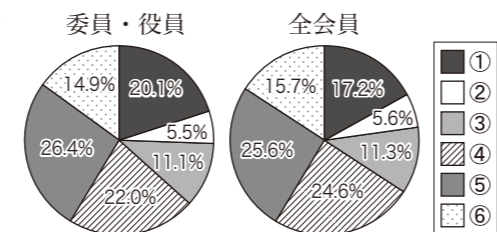
【マイナンバー制度】

<マイナンバーカードの普及促進と活用に向けた取組強化>

政府はマイナンバーカードを新規で取得した方などに、マイナポイントを付与するなどの普及策を行っている。この普及策についてのアンケートでは「マイナンバーカードは取得する（取得している）が、各種登録は行わない」25.6%、「マイナンバーカードを取得し（取得しており）、上記①-③以外にも各種登録を行う」24.6%、「マイナンバーカードを取得し（取得しており）、健康保険証のみ利用申込みする」17.2%、「普及策にかかわらず、マイナンバーカードは取得しない」15.7%、となっている。取得している（取得する）が8割を超えているものの、2022年4月時点の普及率が43.3%に留まっていることも踏まえ、普及に向けた徹底した取組強化を要望する。

- ①マイナンバーカードを取得し（取得しており）、健康保険証のみ利用申込みする
②マイナンバーカードを取得し（取得しており）、公金受取口座のみ利用申込みする
③マイナンバーカードを取得し（取得しており）、健康保険証と公金受取口座の登録だけを行う
④マイナンバーカードを取得し（取得しており）、上記①-③以外にも各種登録を行う
⑤マイナンバーカードは取得する（取得している）が、各種登録は行わない
⑥普及策にかかわらず、マイナンバーカードは取得しない

	①	②	③	④	⑤	⑥
委員・役員	181	50	100	198	238	134
全 会 員	213	70	140	304	317	194



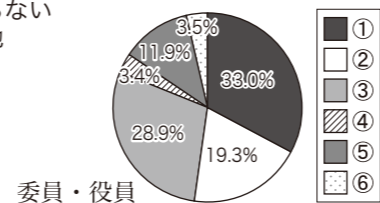
【財政健全化】

<コロナ収束後は歳出・歳入の一体的改革が必要>

我が国の財政は国と地方の長期債務残高が1,200兆円を超し、先進国の中でも突出して悪化している。さらに、2022年より団塊の世代が後期高齢者に入ることから、今後、医療と介護の給付費が急増する。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。将来世代への負担の先送り回避する必要がある。アンケートでは「歳出の削減と負担増の両方に対応する」33.0%、「歳出削減を中心に対応する」28.9%、「税の自然増収と歳出削減に対応する」19.3%、「わからない」11.9%となっている。歳出・歳入の一体的改革が必要である。

- ①歳出の削減と負担増の両方に対応する ③歳出削減を中心に対応する ⑤わからない
②税の自然増収と歳出削減に対応する ④負担増を中心に対応する ⑥その他

	①	②	③	④	⑤	⑥
委員・役員	299	175	261	31	108	31



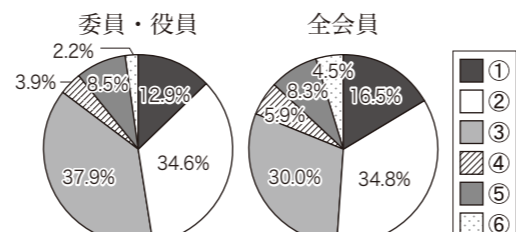
【社会保障制度】

<適正な「負担」の確保と重点化・効率化による「給付」の見直しが必要>

令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付金の急増が見込まれている。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求めることとしている。社会保障の給付と負担のバランスについて、アンケート結果では「給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する」34.8%、「現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない」30.0%、「給付水準を大幅に下げ、負担も減らす」16.5%、「わからない」8.3%となっている。

- ①給付水準を大幅に下げ、負担も減らす ⑤わからない
②給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する ⑥その他
③現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
④給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむをえない

	①	②	③	④	⑤	⑥
委員・役員	117	313	343	35	77	20
全 会 員	204	431	371	73	103	56



2. 持続可能な社会保障制度確立に向けた取組みの強化

2022年より団塊の世代が後期高齢者に入り医療と介護の給付増が見込まれているなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。そのためには適正な負担を確保し、給付を重点化・効率化することにより可能な限り抑制していく必要がある。特に医療・介護分野においては無駄を排除し、効率的な給付に切り込んだ取り組みが必須である。負担を引上げ、給付を抑制する「中福祉・低負担」から「中福祉・中負担」への切り替えが必要である。

3. 事業承継制度の制度改正、生前贈与制度の更なる拡充、納税猶予のための条件緩和を要望する

平成30年度税制改正で、10年間の特例猶予措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われた。本特例制度を適用するためには、令和6年3月末までに「特例承継計画」を提出する必要がある。事業承継の状況についてアンケートでは「当面、事業承継を行う予定はない」47.7%、「本特例制度を適用しないで事業承継を行う」18.5%、「これから特例承継計画を提出する予定である」13.3%という回答結果である。また、「特例承継計画を提出した」は3.1%にとどまっている。

今後の事業承継税制についてアンケートでは、「相続税精算課税制度などの生前贈与制度の更なる拡充を求める」32.1%、「欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」30.8%、「納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める」21.8%、という回答結果となった。新たな制度の創設、あるいは更なる納税猶予のための条件緩和を要望する。

4. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の申請・登録に向けた周知徹底

インボイス制度導入に向け、昨年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まった。登録申請予定についてアンケートでは、「課税事業者であり、登録申請する（又は登録申請した）」65.0%、「登録申請する予定はない」11.0%、「免税事業者ではあるが、登録申請するか検討中である」6.9%、「免税事業者ではあるが、課税事業者となって登録申請する（又は登録申請した）」5.0%、となっている。本制度の理解は浸透していると思われるが、令和5年10月からの適格請求書（インボイス）発行するためには令和5年3月末までに税務署長に申請し登録を受ける必要がある。

また、インボイス制度実施後6年間は、免税事業者等からの仕入れについて仕入れ税額相当額の一定割合を控除する経過措置が設けられている。課税事業者の方に対して本制度導入後の免税事業者との取引についてアンケートでは、「これまでと変わりなく取引を行う」44.1%、となっているが、「課税事業者にならなければ取引は難しい」17.5%、「6年間の経過措置が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない」16.6%、「取引するかしないかについて検討していない」15.1%、となっている。インボイス制度の目的は取引の透明性確保を通じて消費税額を正確に把握することであり、制度が順調にスタートするには円滑な申請・登録が不可欠である。令和5年3月末までの申請・登録に向けた更なる周知徹底が必要である。

5. 固定資産税の抜本的な見直し

地方の自主財源として大きなウェイトを占めている固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていて。一方、負担感の高まりなどから、抜本的な見直しが必要との意見がある。固定資産税の見直しについてアンケートでは「償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す」34.5%、「家屋の評価方法を見直す」23.7%、「商業地等の宅地の評価方法を見直す」21.2%となっている。償却資産（事業用資産）への課税廃止や収益性や経過年数を考慮した評価方法に見直すなど、抜本的な改革が必要である。

6. マイナンバーカードの普及促進と活用

コロナ禍において行政におけるデジタル化の遅れが顕在化したが、マイナンバーカードの普及率は2022年4月1日現在で43.3%にとどまっている。

マイナンバーカードの普及策についてアンケートでは、「マイナンバーカードは取得する（取得している）」が、各種登録は行わない」25.6%、「マイナンバーカードを取得し（取得しており）、上記①～③以外にも各種登録を行う」24.6%、「マイナンバーカードを取得し（取得しており）、健康保険証のみ利用申し込みする」17.2%、と続いている。また、「普及策にかかわらず、マイナンバーカードは取得しない」15.7%、となっている。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現と公平で効率的な行政運営を構築するには、マイナンバーカードは、その基盤となる。政府は、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」とし、マイナポイント事業の拡大やマイナンバーカードに保険証の機能を持たせるマイナ保険証の普及を図ることで実現を目指しているが、徹底した取組強化を要望する。

以上

<各論>

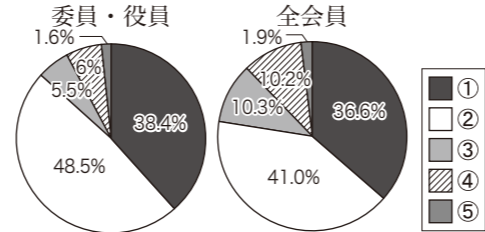
【法人税/法人税率】

<法人税率のあり方については、回答は「現行水準で良い」が「法人税率を引き下げる」をわずかながら上回っている。>

昨年10月、OECD加盟国を含む136カ国・地域は、法人税の国際的な最低税率を15%に設定することで合意し、法人税の引き下げ競争に歯止めをかけた。一方イギリスではコロナ禍財政状況を受け、又アメリカでは経済再生にむけて、共に法人税率を引き上げる動きがある。日本の法人税利率について「現行水準で良い」41.0%、「法人税率を引下げる」36.6%、「法人税率を引上げる」10.3%、「わからない」10.2%、となっている。

- ① 法人税率を引下げる
- ② 現行水準で良い
- ③ 法人税率を引上げる
- ④ わからない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤
委員・役員	350	442	50	55	14
全 会 員	453	507	128	126	24



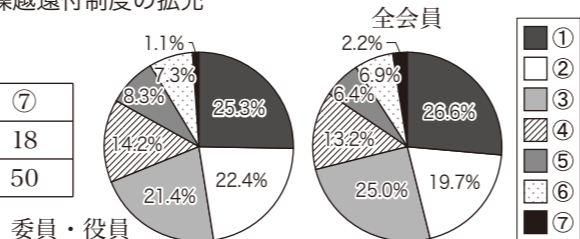
【中小企業向け税制】

<法人税の軽減税率の本則化、及び設備投資等を促進する制度の拡充など、経営活性化に資する税制措置の拡充を要望する>

中小企業向け税制のアンケートでは「法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化」26.6%、「雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充」25.0%、「設備投資・研究開発を促進する税制の拡充」19.7%、「役員給与の損金参入の拡充」13.2%となっており、多岐にわたっての改正、拡充を広く求める回答である。

- ①法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化
- ②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④役員給与の損金参入の拡充
- ⑤交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥欠損金の繰越還付制度の拡充
- ⑦その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
委員・役員	424	375	358	237	139	122	18
全 会 員	594	440	557	293	143	153	50



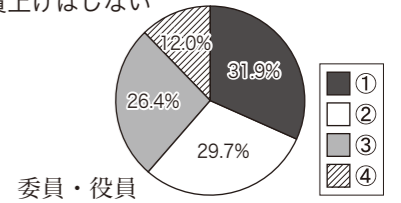
【法人関係/企業の質上げ】

<質上げ等を促すための税制措置の拡充が講じられた中で、企業の質上げへの意向は高まっている>

令和4年度税制改正では、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、積極的な質上げ等を促すための税制措置が講じられた。中小企業における所得拡大促進税制で、一定以上の質上げ等を行った場合、給与等支給増加額の最大40%を税額控除出来る措置に拡充された。今年の質上げについてアンケートは「税制が見直されたことを踏まえ、質上げを考えている」31.9%、「税制の見直しにかかわらず質上げする」29.7%、「税制が見直されても質上げはしない」26.4%となっている。

- ①税制が見直されたことを踏まえ、質上げを考えている
- ②税制の見直しにかかわらず質上げする
- ③税制が見直されても質上げはしない
- ④その他

	①	②	③	④
委員・役員	291	271	241	109



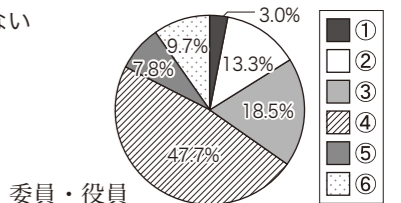
【事業承継/納税猶予制度】

<事業承継制度の制度改正、生前贈与制度の更なる拡充、納税猶予のための条件緩和を要望する>

平成30年度税制改正で、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例猶予措置として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われた。本特例制度を適用するためには、令和6年3月末までに「特例承継計画」を提出する必要がある。事業承継の状況についてアンケートでは「当面、事業承継を行う予定はない」47.7%、「本特例制度を適用しないで事業承継を行う」18.5%、「これから特例承継計画を提出する予定である」13.3%という回答結果である。また「特例承継計画を提出した」は3.0%にとどまっている。

- ①特例承継計画を提出した
- ②これから特例承継計画を提出する予定である
- ③本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤事業を承継しない
- ⑥その他

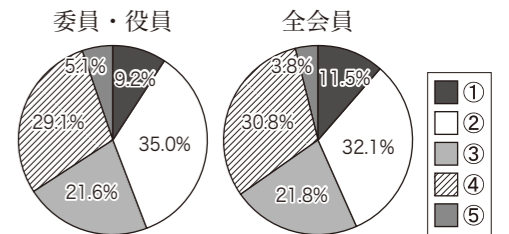
	①	②	③	④	⑤	⑥
委員・役員	28	121	168	434	71	88



政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じてきている。今後の事業承継税制についてアンケートでは「相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める」32.1%、「欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」30.8%、「納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める」21.8%、「これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する」11.5%という回答結果となり、さらなる制度改正、納税猶予のための条件緩和を要望する。

- ①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
- ④欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
委員・役員	127	483	298	401	70
全 会 員	219	609	414	586	72



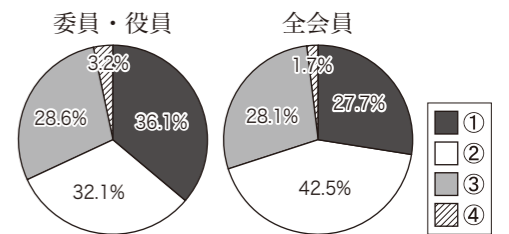
【消費税/インボイス制度】

<事務負担の増加などの問題が指摘されている。制度の必要性等についての更なる周知が必要である>

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することが出来なくなることや、事務負担の増加などの問題が指摘されている。全会員アンケートでは「導入には反対である」42.5%、「わからない」28.1%、「導入には賛成である」27.7%という回答結果となった。一方委員・役員アンケートでは、「賛成である」36.1%、が最上位となっている。制度必要性等、周知度に差が出ており、更なる周知が必要である。

- ①導入には賛成である
- ②導入には反対である
- ③わからない
- ④その他

	①	②	③	④
委員・役員	328	291	260	29
全 会 員	343	526	348	21

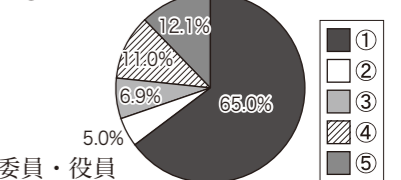


<「適格請求書発行事業者」への登録・申請について、周知の徹底が必要>

昨年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まった。登録申請についてのアンケートでは「課税事業者であり、登録申請をする（又は登録申請した）」65.0%、に対して「登録申請をする予定はない」11.0%となっている。また「免税事業者ではあるが、登録申請するか検討中である」6.9%、「免税事業者ではあるが、課税業者となって登録申請をする（又は登録申請した）」5.0%という回答結果となっている。制度が順調にスタートするには円滑な登録・申請が必要である。登録・申請に向けた周知徹底が必要である。

- ①課税事業者であり、登録申請をする（又は登録申請した）
- ②免税事業者ではあるが、課税事業者となって登録申請をする（又は登録申請した）
- ③免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
- ④登録申請をする予定はない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
委員・役員	588	45	62	100	110



委員・役員